

* 「食べもの余らせん隊」募集 Q&A *

Q どのような店舗が登録できるの？

A 県内に店舗があり、食品ロス削減につながる取組みを1つでも実践しているお店であれば申込みできます。詳しい取組項目は募集チラシをご覧ください。

Q 「食べもの余らせん隊」に登録するために「持ち帰りへの対応（持ち帰り可能な食品に限る）」が必要？県は「食べ残しの持ち帰り」を推奨しているの？

A この取組みは「食べ残しの持ち帰り」を推奨しているものではありません。現在、持ち帰りが可能として取り扱っている食品があれば引き続き取り組んでいただき、登録をお願いします。

Q 「持ち帰り可能な食品」とはなに？

A 十分に加熱調理を行い、常温で保存が可能な食品であって、店舗側が持ち帰り可能と判断したもののことをいいます。

「持ち帰りへの対応」を実施される事業者の皆さまへお願い

- 1) 利用者から申し出があれば、可能かどうか検討ください。
- 2) 持ち帰りに対応する場合には、適正な保管、喫食前の再加熱、速やかな消費について利用者に注意喚起を行い、食中毒等の予防をするための工夫をお願いします。

Q 申し込むにはどうしたらいいの？

A 申込書を記入し、店舗をPRする写真または写真データを添付して、郵送、FAX、E-mail 又は持参のいずれかで福岡県環境部循環型社会推進課「食べもの余らせん隊」担当までお申し込みください。

そのほか、ご不明な点がございましたら下記連絡先までご連絡ください



福岡県環境部循環型社会推進課
リサイクルプロジェクト推進班
電話：092-643-3381
FAX：092-643-3377
E-mail：recycle@pref.fukuoka.lg.jp